

2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策(文化・芸術振興)

56	地域文化財総合活用推進事業（地域文化遺産、地域伝統行事・民俗芸能等）	URL	https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/chiiki_kasseika/r07_sogokatsuyo/				
			事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	
	実行委員会	ハード・ソフト	85%を上限	11月～1月		761	文化庁参事官 (生活文化創造担当) 付 075- 451-4111(内線 9563)

趣旨・目的 地域文化遺産を核とした地域活性化に資する取組や、地域伝統行事や民俗芸能等の基盤整備に係る取組を支援することで、文化振興とともに地域活性化を推進する。

事業内容

地方公共団体が策定した実施計画に基づく、地域文化遺産を活用した普及啓発等や地域伝統行事・民俗芸能等の用具等整備等の取組を支援する。

【地方公共団体】

実施計画を策定（本事業により実施される取組を手段をして、目標を設定）

【補助事業者】

文化遺産の保護団体等で構成される実行委員会

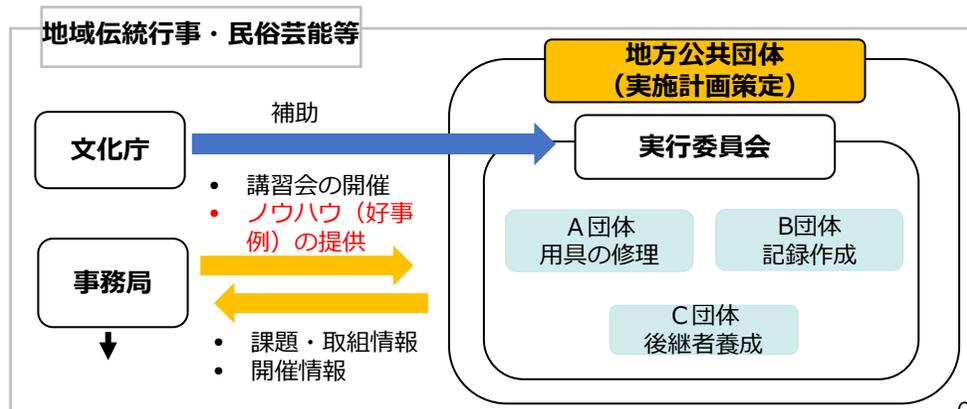
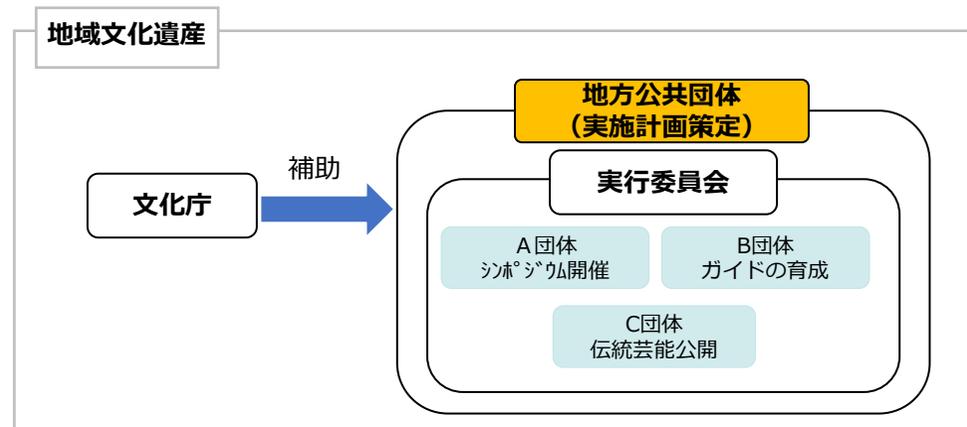
【補助対象事業】

○地域文化遺産

- ・人材育成（ボランティアガイド等の育成）
- ・普及啓発（伝統芸能等の公開、シンポジウムの開催等）

○地域伝統行事・民俗芸能等

- ・用具等整備（山車の修理や衣装の新調等）
- ・後継者養成（保存会会員等を対象とした技術練磨等）
- ・記録作成・情報整備（記録の作成・オンライン配信等）



2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策(文化・芸術振興)

57	文化芸術創造拠点形成事業	URL	https://www.chiikiglocal.go.jp/				
事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R7年度当初予算	問合せ先	
都道府県 市町村	ソフト	1/2を上限	1月～2月		1,043 (百万円)	文化庁参事官 (生活文化創造担当) 付 075- 451-4111(内線 9570)	

現状・課題

- 文化に関する世論調査において、居住する地域での文化的環境に満足していない理由として最も多いのは、「魅力的な活動・イベントがない」、次いで「参加できる活動がない」であり、文化施設に起因する理由を大きく上回っている。
- このため、各地域におけるコンテンツの充実に向けて、専門的人材の育成により地域文化振興の基盤強化を図る必要がある。
- アーティストと地域住民等との協働による地域課題の解決や地域活性化を図ることが求められている。

事業内容

地域文化振興に係る機能強化を図るため、地方公共団体が専門的人材を活用して実施する、地域アーティストの活動支援や地域住民やステークホルダーとの連携・協働の促進、地域文化資源を活用した文化芸術活動等の総合的な取組を支援（自治体補助1/2、上限6,000万円、41事業程度）。新たに小規模事業やスタートアップを支援するための補助枠（自治体補助1/2、上限1,000万円、10事業程度）を設けるとともに、一定年数以上支援を受けている事業の自走化を促す。

[取手市]創造郊外都市～共創型アート・センター実験室2022-2023
ー持続可能な芸術の営みを支える社会実験成果の発表（令和5年度）



教育機関や福祉施設と連携したアクティブ・ラーニング・プログラム人材育成

[松戸市]文化の香りのする街構築事業（令和5年度）



芸術祭「科学と芸術の丘」



2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策(教育・体験活動)

58	消費・安全対策交付金 (地域での食育の推進)	URL	HP	https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/torikumi/kouhukin/r7.html	事例等	HP	事例等
			事例等	https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/torikumi.html			
事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R7年度当初予算	問合せ先	
民間団体等 (都道府県、市町村を含む)	ソフト	定額 1/2以内	事業ページ参照	事業ページ参照	(百万円) 1,896の内数	農林水産省消費・安全局 消費者行政・食育課 03-6738-6558	

< 事業の内容 >

< 事業イメージ >

1. 食育を推進するリーダーの育成

地域で活躍する食育推進・食文化継承・農業体験リーダー等の育成やその活動促進を支援します。

2. 農林漁業体験機会の提供をはじめとする生産者と消費者との交流の促進

食や農林水産業への理解を増進する体験機会の提供や、産直活動やCSA(地域支援型農業)の取組に向けた情報発信、商談会等、生産者と消費者との交流を促進するための取組を支援します。

3. 地域における共食の場の提供

地域における共食のニーズの把握や生産者とのマッチング等により、多世代交流やこども食堂等の共食の場の提供を支援します。

4. 学校給食における地場産物活用の促進、和食給食の普及

学校給食向け地場産物の安定供給に向けた機械・設備等の導入、地場産物を使用するための生産者とのマッチング、献立の開発・試食等を支援します。

5. 産地・生産者への理解向上

消費行動の機会を捉えた、消費者の行動変容に直結する産地情報等の効果的な発信に必要な技術実装を支援します。

6. 環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上、食品ロスの削減

環境に配慮した農林水産物・食品や食品ロス削減の取組への理解向上に向けた意識調査、セミナーの開催、飲食店等と連携した食品ロス削減に関する啓発資料の配布を支援します。

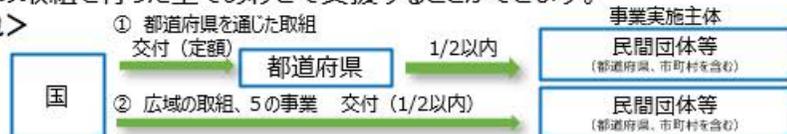
7. 地域食文化の継承

地域食文化の継承や日本型食生活の実践に向けた調理講習会や食育授業等の開催を支援します。

(注) シンポジウム、展示会、交流会等の開催

食育の推進に係るシンポジウム、展示会等の開催を支援します。この取組は、1～7の取組を行った上であわせて支援することができます。

< 事業の流れ >



目標(第4次食育推進基本計画の目標のうち農林漁業体験機会の提供等当省関連)

- ・地域等で共食したいと思う人が共食する割合を増やす
- ・学校給食における地場産物を活用した取組等を増やす
- ・栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす
- ・食育の推進に関わるボランティアの数を増やす
- ・農林漁業体験を経験した国民を増やす
- ・産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす
- ・環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす
- ・食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民を増やす
- ・地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民を増やす

目標の達成に資する
地域の取組を支援

支援事業(例)

農林漁業体験機会の提供



生産者と消費者との
交流イベントの開催



学校給食における
地場産物活用



産地情報等の効果的な
発信に向けた技術実装



・食・農林水産業への理解向上
・産地・生産者との交流促進
・地場産物の活用促進 等

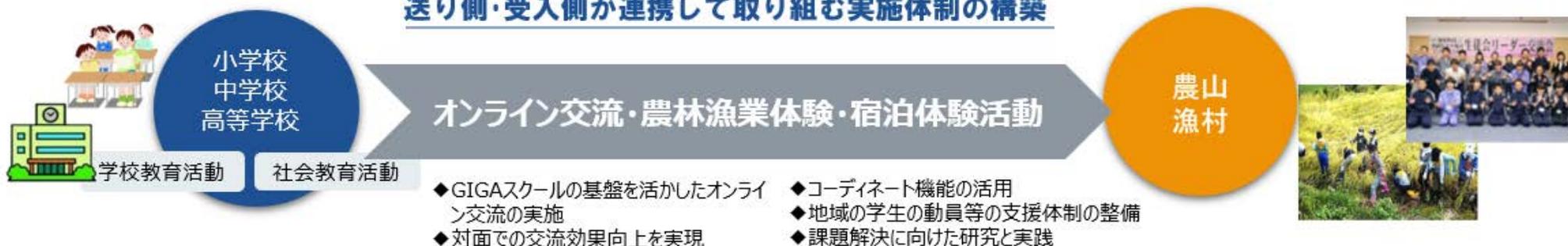
第4次食育推進基本計画の目標達成(令和7年度)を目指す

[お問い合わせ先] 消費・安全局消費者行政・食育課 (03-6738-6558)

2. 地域の特性や農林水産物等の地域資源を活用する取組に関する施策(教育・体験活動)

59	子供の農山漁村体験 (通称「子ども農山漁村交流プロジェクト」)	URL	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/kodomo.html				
			事業実施主体(対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	
	都道府県・市町村	ソフト	特別交付税 措置(措置率 0.5)	3月～4月頃		18	総務省地域力創造グループ 人材力活性化・連携交流室 03-5253-5394

送り側・受入側が連携して取り組む実施体制の構築



子ども農山漁村交流プロジェクトセミナーの開催

子供の農山漁村体験の取組を拡大、推進するため、先進事例や課題解消に向けた創意工夫の事例、国の支援施策等について情報を提供するとともに、関係者間のネットワークを形成するためセミナーを開催。

体験交流計画策定支援事業

長期間継続できる体制を構築するため、効果的な取組内容や、取組にかかる課題解決について研究・検討を行い、この活動に取り組む地方公共団体のモデルとなる「子供の農山漁村体験交流計画」策定を推進。

【モデル事業対象経費の例】

・外部有識者等の旅費・謝金 ・研修・会議に要する経費 ・関係団体との調整に要する経費 ・外部研修受講に係る受講料、旅費 ・印刷製本費 等

子供農山漁村交流支援事業

送り側・受入側双方が連携して宿泊体験活動の実施体制の構築に取り組む地方公共団体をモデルとして実証調査を行い、その事例やノウハウを横展開することにより、子供の農山漁村交流を推進。

【モデル事業対象経費の例】

送り側	受入側
<ul style="list-style-type: none"> ・コーディネートに要する経費 ・宿泊費用、体験料等の施設使用料 ・バスや備品等の借上げ料 ・補助員等への謝金 ・子供、教員、補助員等に係る保険料 ・オンライン交流に要する経費 (調整費、運営費、謝金、特産品の交換) 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・コーディネートに要する経費 ・宿泊費用、体験料等の施設使用料 ・バスや備品等の借上げ料 ・指導員、NPOスタッフへの謝金 ・子供、教員、補助員等、指導者、NPOスタッフに係る保険料 ・オンライン交流に要する経費 ・受入体制の整備に係る経費 等